

じゅうきょか くほきゅうふきん

住居確保給付金のご案内

離職や自営業の廃止、やむを得ない休業等により収入が減少し、家賃を支払うことが困難となり住まいを失うおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給することにより、就労の機会や住まいの確保を支援します。

支給額

対象となる方の世帯人数に応じて、1か月ごとに上限額以内の家賃相当額を支給します。

支給額は、その月の世帯収入によって変動します。

世帯人数	支給上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3～5人	46,000円
6人	49,000円
7人以上	55,000円

※共益費や駐車場料金等は支給の対象となりません。

支給方法

原則として、倉敷市が住宅の貸主や管理会社等の口座に直接振込みます。

支給期間

原則3か月

ただし、受給期間中に就職活動や自立に向けた活動を誠実かつ熱心に行っている方で、継続して支給要件に該当している場合は、3か月ごとに2回の延長(最長9か月間)ができます。

受給要件

住居確保給付金の受給対象者は、法令に定めのある要件を満たした方です。

詳しい要件等は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

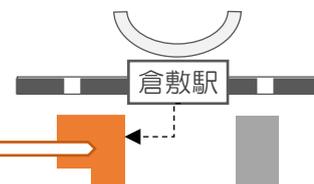
くらしきせいかつじりつそうだんしえん
倉敷市生活自立相談支援センター

〒710-0055 倉敷市阿知1丁目7番2-804-2号

くらしきシティプラザ西ビル8階(倉敷駅南口徒歩1分)

電話：086-427-1288

営業時間：毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日祝日、年末年始は休み)



受給するための主な要件

1 離職・廃業・やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居を失うおそれのある者であり、現在生活保護を受給していないこと。

2 離職期間、休業等の理由及び生計維持者について次の要件にあてはまること。

離職又は廃業した方

- (1) 申請日において、離職又は廃業の日から2年以内であること。
(ただし、離職等から2年の間に病気、けが、出産育児等のやむを得ないと認められた事情により、30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、そのやむを得ない期間を除いて離職等の日から4年以内であること。)
- (2) 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること

やむを得ない休業等により収入が減少した方

- (1) 就業している個人の給与・その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由や都合によらず減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- (2) 申請日の属する月において、その属する世帯の主たる生計維持者であること。

3 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同居し生計を一にする者の収入の合計が「収入基準額以下」であること。

世帯人数	収入基準額(基準額+申請者家賃)	収入上限額
1人	84,000円+申請者家賃(上限35,000円)	119,000円
2人	130,000円+申請者家賃(上限42,000円)	172,000円
3人	172,000円+申請者家賃(上限46,000円)	218,000円
4人	214,000円+申請者家賃(上限46,000円)	260,000円
5人	255,000円+申請者家賃(上限46,000円)	301,000円

※6人世帯以上の収入基準額は倉敷市生活自立相談支援センターへお問い合わせください。

4 申請日における申請者及び申請者と同居し生計を一にする者の所有する金融資産の合計額が、「金融資産上限額以下」であること。

世帯人数	金融資産上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

5 次の求職活動又は自立に向けた活動を行うこと

離職又は廃業した方

- ハローワーク等を活用し、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

やむを得ない休業等により収入が減少した方

- ハローワーク等を活用し、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ただし、自営業の経営改善を希望する場合は、申請日の属する月から最大6か月間に限り、商工団体等において経営の相談をしつつ、自立に向けた活動を求職活動に代えることができます。

6 その他の要件については、倉敷市生活自立相談支援センターへお問い合わせください。